

利用(希望)施設名	入園児童名	児童生年月日
園		年 月 日
園		年 月 日
園		年 月 日

(宛先) 松阪市長

## 確 約 書

令和 年 月 日

保護者住所 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_

(続柄) (就労予定者) (児童名)

現在、\_\_\_\_\_は、\_\_\_\_\_の教育・保育給付認定（又は施設等利用給付認定）申請をしましたが、下記の理由により就労証明書を提出することができません。しかし、認定を受けた後すみやかに就労し、入園後の3ヵ月以内に就労証明書を提出いたします。

万一、認定を受けた後（又は入園後）3ヵ月以内に月64時間以上の就労をしない場合は、教育・保育給付認定（又は施設等利用給付認定）の解除及び保育園・認定こども園の入園解除（退園）を受けても、異議を申し立てません。

また、認定こども園において、求職活動認定から1号認定への認定変更ができないことを了承します。

以下の該当する事項に○をつけて、内容を記入してください。

1. 認定を受けた後、またはすぐに求職活動を開始する
2. 就労先が内定、または採用見込みである

事業所名			
就労開始予定日	令和 年 月 日	就労予定日数	週・月 日
就労予定時間	午前・午後 時 分	～	午前・午後 時 分

3. 現在求職中である

《現在の求職活動内容》

求職活動の方法	1. ハローワークを利用 2. その他 ( )		
希望職種		希望就労日数	週・月 日
希望就労時間	午前・午後 時 分	～	午前・午後 時 分

以上確約いたします。

※保育園・認定こども園入園申込みの場合、生計中心者が入園希望月の年度またはその前年度自己都合によらない失業（解雇）もしくは倒産し、離職票または離職証明書のコピー等その離職理由がわかる証明書が提出できる場合、点数が調整される場合があります。